1 事業推進の背景およびあま市自殺対策計画

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と 新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。これを受け、 市では平成29年8月から関係機関・団体代表者等で構成された「自殺対策計画策定委員会」 および庁内関係課担当者で構成された「自殺対策計画策定作業部会」で協議・検討を重ね、平成 30年3月にあま市自殺対策計画を策定しました。

計画期間は平成30年度から令和9年度まで、令和4年度において中間見直しをします。

2 あま市における自殺の現状

(1) あま市の自殺者数

あま市の平成28年から令和2年までの年間平均自殺者数は15.4人で、人口10万人対で 算出した自殺死亡率は17.3となっています。この死亡率は、国より高い水準で、平成30 年から減少傾向でしたが、令和2年は男性44.9で、令和元年と比較すると約3倍となり2 0歳から49歳の働き盛りの年代の増加が見られました。

(2) あま市自殺者の特徴

コロナ禍におけるあま市の自殺者の特徴は、年代別で見ると、80歳以上が多い状況となっています。職業別、男女別自殺割合で見ると、男性は被雇用・勤め人と学生・生徒が40%、女性の半分は、被雇用・勤め人が50%を占めています。また、原因別で見ると、健康問題が多くなっています。

3 **今後取組むべき自殺対策の重点項目** ※裏面 1 「国が示す自殺対策の重点施策」

次の事業・取組等は、国が示す自殺総合対策大綱に記載があり、国が強く要請しているものです。 これらの事業・取組については、「あま市自殺対策計画」にも実施事業・取組として記載し、数 値目標を掲げているため重点的に取り組み、令和4年度には中間見直しをします。

(1) 関係機関等との連携・ネットワークの強化

○自殺対策ネットワーク会議:平成30年度設置 3回開催(1回/年)

(2) 気づきのための人材育成

○適切な対応を図る人材を養成するためのゲートキーパー養成講座の拡大 平成30年から

一般市民3回65人、市役所職員1回406人、民生児童委員2回65人に実施

(3) 市民への普及啓発

○自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及啓発

平成30年から

長寿を祝う会2回 11,150人 健康福祉まつり2回 130人 成人式リーフレット配布1回 1,000人 街頭啓発4回 800人

(4)ハイリスク者に対するアプローチ・支援

○精神疾患・うつ病・アルコール依存症等に関する相談窓口の充実 うつ病:妊産婦にチェックリスト(エジンバラ産後うつ質問票)実施 アルコール依存症:アルコールパッチ判定 平成30年度196件 令和元年度235件実施

- ○高齢者のこころの健康づくりの推進 令和2年度より民生児童委員協議会の定例会に定期的に出席
- ○市内精神科医療機関等との連携 令和元年度1回 令和2年度1回 相談会実施

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

○市内全学校でのSOSの出し方に関する教育(授業等)の実施 令和2年度「こころの健康のために」の指導案作成

4 計画推進に向けての課題

(1)連携・ネットワークの強化

計画に掲げる事業・取組は約140あり、その分野は保健・医療・福祉・教育・労働など幅広く、また市が単独でできる事業・取組ばかりではありません。そのため、計画推進にあたっては、市民・地域、関係機関・団体等と連携・協働するとともに、庁内では関係部局間の有機的・緊密な連携を図り、全庁的に取り組むことが必要となります。

(2) 自殺や自殺関連事象に対する正しい理解 ※裏面2「自殺の危機要因イメージ」

自殺の要因は健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。しかし、「うつ状態」になるまでには「子育ての不安」「介護疲れ」「多重債務」「事業不振」「ひきこもり」などの社会的要因・問題が潜在し、連鎖しています。そのため、対策を推進するために、職員等がこのような自殺や自殺関連事象に対する正しい理解を深めることが必要となります。

5 計画の推進体制 ※裏面3「自殺対策推進体制図」

自殺対策の推進にあたり、地域・庁内の体制を整備するため、次の組織を設置します。

〇あま市自殺対策ネットワーク会議 ※年1回を予定

重点項目で上がった課題について、行政、関係機関及び団体と連携を強化し、生きるための 包括的な支援を推進するとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

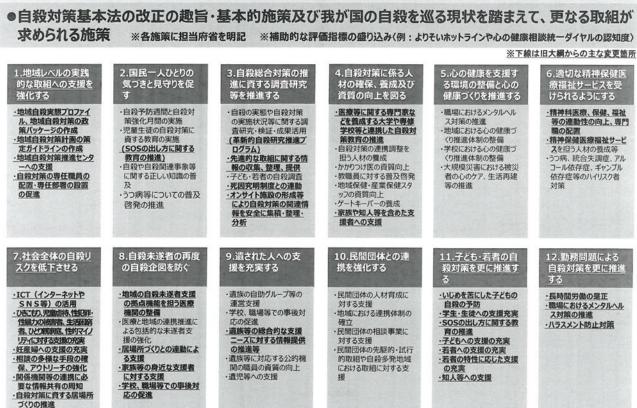
〇あま市自殺対策推進本部 ※年1回を予定

市の自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画するよう、計画の進捗管理及び施策の調整等を行うとともに、計画に添った事業・取組を着実に推進します。

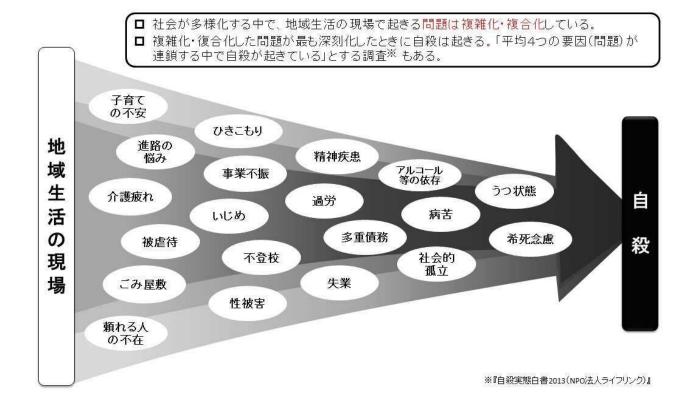
1 国が示す自殺対策の重点施策

自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

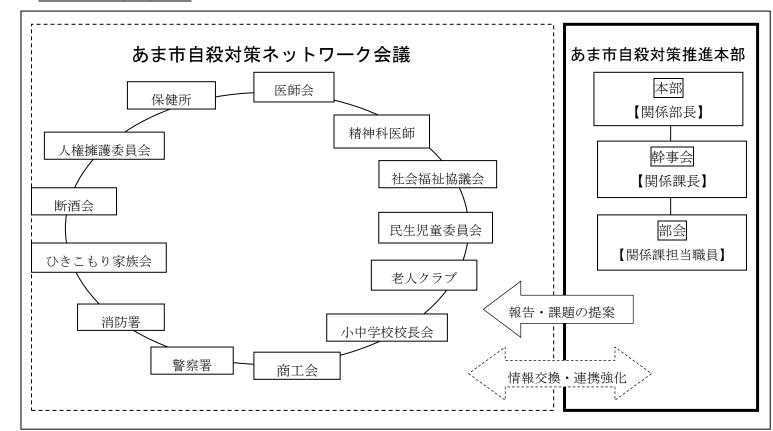
●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が



自殺の危機要因イメージ図



3 自殺対策推進体制図



※部会は必要に応じて関係課で随時開催

4 進行管理

〇計画期間中は、事業・取組についてPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



5 今後のスケジュール及び作業(令和3年度)

- ○あま市自殺対策推進本部(本部・幹事会・部会)
- 部会で作成した進捗管理表や実務的資料等の確認をし、本部・幹事会において検討された自殺対策に関す る各施策を、PDCAサイクルにより適切な進行管理のもと、実行・評価・改善を行っていきます。
- ○あま市自殺対策ネットワーク会議

自殺対策推進本部で上がった課題について、行政、関係機関及び団体と連携し、生きるための包括的な支 援をする方法について書面にて協議、評価します。